

新たな処置の検討の場について

今後、新たに、救急救命士が実施する処置の範囲について検討を行うためのワーキンググループを創設することとし、令和5年夏頃の開催に向けて準備を進めているところ。本検討の場においては、搬送先医療機関での迅速な治療着手に向けた搬送中のエコー検査の実施を含め検討を行う予定。

カテゴリーⅡの2項目に関して

- ① 心肺停止に対するアドレナリンの静脈内投与等の迅速化
 - 搬送途上の心肺機能停止状態の患者に対する迅速なアドレナリン投与等は有用であることから、より迅速な処置の実施に向けた検討を進める。
 - 令和5年度に、搬送途上において、迅速な処置を開始するための医師の具体的な指示の受け方について整理・検討を行い、その上で、実証を実施するに当たって、必要な教育・研修体制、メディカルコントロール体制、事後検証体制、倫理問題の検討等の準備を進める。
 - 体制が整い次第、速やかに特区における実証を進める。
- ② アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射の実施
 - あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤が患者に処方されている場合に限り、救急救命士は傷病者にアドレナリンの筋肉内注射をすることが可能であるが、アナフィラキシー傷病者の症状の悪化を防止するため、処方を受けていない患者に対しても必要時に処置を実施することについて検討を進める。
 - 処置のためには、患者がアナフィラキシー状態であると疑った上で、医師に患者の状態を的確に伝え、指示を受ける必要があるため、処置の実施に至るまでの一連の判断の可否について令和5年度中を目途に必要な検証を行う。（協力消防本部等は公募中）
 - 検証の結果を踏まえ、速やかに特区における実証を進める。

国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について（案）（令和4年12月22日）

2. 更なる規制改革事項

(i) スーパーシティ・デジタル田園健康特区に関連する規制改革事項

（救急救命処置の先行的な実証）

・救急救命処置の範囲の拡大について、改正救急救命士法（2021年10月施行）の効果の検証を行った上、特区提案を含む新しい処置の要望・提案について安全性、必要性、難易度、必要となる教育体制等の視点から検討を続け、全国的な実施に当たって更なる検討を要すると救急救命処置検討委員会で判断された処置（カテゴリーⅡ）を対象として国家戦略特区で先行的な実証を開始することについては、病院前から医療機関内に至る救急医療を一体的に議論するため、救急医療を担う多職種が参画した新たな検討の場として設置された「救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ2022年度中に一定の結論を得て、速やかに必要な措置を講ずる。